離フェア第１７号

令和５年９月２１日



市　町 村 長 様

離島フェア開催実行委員会

委員長　宮　里　　哲

**「島おこし奨励賞」表彰候補者の推薦について（依頼）**

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より離島フェアの開催につきましては、格別のご配慮、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成元年度から毎年開催している離島フェアは、関係機関及び団体の御協力により今回で３５回目を迎えます。今年も１１月２４日（金）から２６日（日）まで沖縄セルラーパーク那覇で開催することとしています。

同フェアにおいては別添「島おこし奨励賞」表彰実施要綱及び同実施要領に基づき、自らの創意工夫を生かした自主的活動をとおして、離島地域の活性化、個性あるイベントや特産品の創出などに顕著な功績があった者に対する「島おこし奨励賞」の表彰を行う予定でいます。

つきましては、貴団体において該当する方がおりましたら、下記により推薦してくださいますようよろしくお願いします。

なお、該当者がない場合においても、その旨御回答いただきますようお願いします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 提 出 先 | 〒900-8531 那覇市旭町１１６番地３７（自治会館５階）離島フェア開催実行委員会事務局（担当：長谷川）（沖縄県離島振興協議会内） |
| ２ | 提出期限 | 令和５年１０月１１日（水） |
| ３ | 提出書類 | 功績調書（別添様式１、又は、様式２） |
|  |  | 履歴書（別添様式３〈個人のみ〉） |
|  |  | その他参考資料（功績を報じた新聞記事の写し等） |
| ４ | 問合せ先 | 離島フェア開催実行委員会事務局（担当：長谷川） |
|  |  | （沖縄県離島振興協議会内） |
|  |  | TEL：０９８－９６３－８１９１ FAX：０９８－９６３－８１９５Mail: ritoufea@okichouson.gr.jp |

「島おこし奨励賞表彰」実施要綱

（趣旨）

第１条　「島おこし奨励賞」は、島おこしの一環として、自らの創意工夫を生かした自主的活動を通して、離島地域の活性化、個性あるイベント、特産品の創出などに顕著な功績があった者を表彰することにより、その活動を奨励し、もって離島地域の活性化と一層の情報発信による交流の拡大に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、活動実績が３年以上で現に活動している個人又は団体とする。

(1)　創意工夫を生かした活動により、離島地域の活性化に顕著な功績があった者

(2)　個性あるイベントや特産品の創出等により、島の知名度を高め地域からの情報発信に顕著な功績があった者

(3)　島おこしの行政に顕著な功績があり、島の住民に夢と誇りを与えた者

(4)　その他、特にその活動を奨励するため表彰すべきと認められる者

（表彰の方法）

第３条　表彰は、離島フェア開催実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が行い、表彰状及び記念品を授与する。

（表彰の期日）

第４条　表彰は「離島フェア2023」の開催前までに行う。

（表彰の推薦）

第５条　市町村長及び関係機関の長は、表彰するにふさわしい者があると認めるときは、これを委員長へ推薦することができる。

（被表彰者の決定）

第６条　委員長は、前条の規定により推薦された者その他表彰するにふさわしいと認められる者のうちから選定して被表彰者の決定を行う。

２　委員長は、前項の被表彰者の決定を行うにあたり、あらかじめ第８条に規定する選考審査会の議を得るものとする。

３　委員長は、第１項の規定により被表彰者を決定したときは、その氏名及び表彰の理由を公表するものとする。

（欠格条項）

第７条　次の各号のいずれかに該当する者は、原則として表彰しない。

(1)　禁固刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり又は刑の執行を

受けることがなくなった日から２年を経過しない者

(2)　起訴されている者

(3)　その他表彰することが不適当と認められる者

（選考審査会）

第８条　第５条及び第６条の規定により推薦された者の功績等に関し審議するため、選考審査会を置く。

（表彰に関する事務）

第９条　表彰に関し必要な事務は、離島フェア開催実行委員会事務局で行う。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成８年６月６日から施行する。

附　則（平成１４年７月８日）

　この要綱は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則（令和元年７月10日）

　この要綱は、令和元年７月１日から適用する。

附　則（令和２年10月27日）

　この要綱は、令和２年10月１日から適用する。

「島おこし奨励賞」表彰実施要領

（趣旨）

１　この要領は「島おこし奨励賞」表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づき「島おこし奨励賞」表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

（功績の内容等）

２　要綱第２条に定める表彰の対象とする功績の内容は概ね次のとおりとし、現に活動しているか、行っていることを条件とする。

ただし、過去において同一功績について知事表彰等を受賞したものは除くこととする。

(1)「創意工夫を生かした活動」とは離島の活性化をもたらしていると評価できる活動をいい、本来の仕事（業務）としてのものか、仕事以外での活動であるかを問わない。

（2）「個性あるイベントや特産品の創出等」とは新しいものは勿論、途絶えていた祭りや特産品等の復活も対象とし、それが島の活性化に結びついたと評価できるものとする。

(3)「島おこしの行政に顕著な功績」とは、行政分野を問わず、自主的な創意工夫を生かした行政施策の推進により、島の活性化の契機となったと評価できるものとする。

(4)「その他特にその活動を奨励するため、表彰すべきと認められる者」とは、上記の表彰対象に匹敵すると評価できる活動内容があり、活動期間は若干短いが、同等以上の顕著な功績をあげたと認められる者等。

（推薦の依頼）

３　要綱第５条に基づき、離島フェア開催実行委員会委員長（以下「委員長」という。）は関係市町村長及び関係団体の長に表彰するにふさわしい者の推薦を依頼するものとする。

（推薦の方法）

４　表彰するにふさわしい者を推薦しようとする関係市町村及び関係団体の長（以下「推薦者」という。）は次の項に掲げる書類（以下「推薦書類」という。）を委員長に提出しなければならない。

(1)　功績調書(様式１及び様式２)

(2)　履歴書（様式３）

(3)　その他参考資料

　　　①表彰候補者の活動や功績を報じた新聞及び雑誌等の記事の写し

　　　②表彰候補者の活動が分かる映像

　　　③表彰候補者の所属する団体等の推薦状

（審議）

５　前項により提出された推薦書類及び必要に応じ行う現地確認等に基づき、選考審査会（以下「審査会」という。）において審議する。

（審査会）

６　審査会は以下のとおりとする。

(1)審査会は、審査委員長及び委員をもって構成する。

(2)審査委員長は、審査委員の互選とする。

(3)審査委員は、見識のある者とする。

(4)審査委員は、委員長が就任を依頼するものとする。

（表彰の決定）

７　委員長は、審査会において審議された被表彰候補者の中から被表彰者を決定し、推薦者を通じて本人に通知するものとする。

（被表彰者の人員）

８　被表彰者は、個人、団体あわせて概ね５名とする。

（様式１）

功績調書（個人用）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 優先順位 |  | 位 |
| ふりがな |  | 男・女 | 生年月日 | 明大昭平令 | 年　 月　 日(満　　　才) |
| 氏　　名 |  |
| 職　　業 |  | 活動年数 | 　　　　年 | 月 |
| 現住所 |  |
| 連絡先 | 　自宅　携帯 |
| 経歴概要 |  |
| 功績概要 |  |
| 表彰歴 |  |
| その他特記事項 |  |

　※年齢、功績の活動年数については令和5年9月1日現在でご記入下さい。

（様式２）

功績調書（団体用）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 優先順位 |  | 位 |
| ふりがな |  | 男・女 | 設　立年月日 | 明大昭平令 | 年　 月　 日 |
| 団体名 |  |
| 職　　業 |  | 活動年数 | 　　　　年 | 月 |
| 現住所 |  |
| 連絡先 | 　自宅　携帯 |
| 功績概要 |  |
| 主要活動 |  |
| 表彰歴 |  |
| その他特記事項 |  |

　※功績の活動年数については令和5年9月1日現在でご記入下さい。

（様式３）

履　　歴　　書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 男・女 | 生年月日 | 明大昭平令 | 年　 月　 日(満　　　才) |
| 氏　　名 |  |
| 現住所 |  |
| 連絡先 | 　自宅　携帯 |
| 年　月 | 事　　　　項 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　※年齢については令和5年9月1日現在でご記入下さい。